

○津山圏域資源循環施設組合議会傍聴規則

平成 21 年 10 月 9 日

津山圏域資源循環施設組合議会規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 130 条第 3 項の規定に基づき、傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第 2 条 傍聴席を、一般席、報道関係者席等に分ける。

(傍聴の手続)

第 3 条 組合議会の会議を傍聴しようとする者は、受付において傍聴人受付簿に住所・氏名を記入し、係員の指図に従い指定の場所に着き、静かに傍聴しなければならない。

(入場の中止)

第 4 条 傍聴席満員の場合又は傍聴を禁ぜられた会議には、入場することができない。

(入場の制限)

第 5 条 議長は、必要と認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(入場できない者)

第 6 条 凶器又は危険のおそれがあるものを携帯した者、異様の服装をした者又はめいていした者は、傍聴席に入ることができない。

(議場への入場禁止)

第 7 条 傍聴人は、いかなる理由があっても、議場に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第 8 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 帽子・はち巻・腕章の類を着用しないこと。
- (2) 旗・のぼりの類等を携帯しないこと。
- (3) 喫煙又は飲食しないこと。
- (4) 拍手その他何等の方法を問わず、会議の言論について可否を表明しないこと。
- (5) 静粛を旨とし、私語するなど騒いで、議事を妨げないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第 9 条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場すべきとき)

第 10 条 傍聴人は、秘密会を開く決議があったときは、速やかに退場しなければ

ばならない。

(違反に対する措置)

第11条 議長は、この規則に違反する傍聴人があるときは、これを静止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

(補足)

第12条 議長は、この規則に定めるもののほか、傍聴に関し臨機の処置をとることができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。